

大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付要綱の一部改正について

大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
第一条～第十六条（略）		第一条～第十六条（略）	
附則 この要綱は、令和7年8月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。			
別表1 地域医療勤務環境改善体制整備事業		別表1 地域医療勤務環境改善体制整備事業	
目的	1（略）	目的	1（略）
補助対象事業者	1～2（略）	補助対象事業者	1～2（略）
補助事業	1（略） <u>2 前項の規定に関わらず、次の各号に定める経費については補助対象外とする。</u> <u>一 過年度に本補助事業による補助を受け導入したICT機器の維持に係る経費（保守費用等）</u> <u>二 過年度に本補助事業による補助を受けた同一人に係る人件費</u>	補助事業	1（略） （新設）
交付額の算定方法等	1～3（略） 4 時短計画における診療科ごとの時間外等の最長の目標値に対して、補助金の交付を受ける前年度の時間外等の最長の実績が超過していた場合（災害、感染症有事等の正当な理由による場合は除く。）は、次に掲げる額を第一項により算出した補助額から減額	交付額の算定方法等	1～3（略） 4 時短計画における診療科ごとの時間外等の最長の目標値に対して、補助金の交付を受ける前年度の時間外等の最長の実績が超過していた場合（災害、感染症有事等の正当な理由による場合は除く。）は、次に掲げる額を第一項により算出した補助額から減額

	した額を補助額とする。 二 <u>（第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計）－（第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計×目標値を超過した診療科の前年度の最長の時間外等の削減時間の実績／目標値を超過した診療科の前年度の目標達成に必要な時間外等の削減時間）</u> なお、目標値を超過した診療科の補助対象経費について、複数の診療科が共同で実施する事業の補助対象経費に含まれる場合は、診療科ごとの病床数、医師数等に基づき按分し算出する。 5～6 （略）		した額を補助額とする。 二 <u>第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計×目標値を超過した診療科の前年度の最長の時間外等の削減時間の実績／目標値を超過した診療科の前年度の目標達成に必要な時間外等の削減時間</u> なお、目標値を超過した診療科の補助対象経費について、複数の診療科が共同で実施する事業の補助対象経費に含まれる場合は、診療科ごとの病床数、医師数等に基づき按分し算出する。 5～6 （略）
交付の要件	1 （略） 一～九（略） 十 <u>補助金の交付を受ける同一年度の病床機能報告について、国が定める期限までに報告すること。</u>	交付の要件	1 （略） 一～九（略） （新設）

別表 2 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

目的	1 （略）
補助対象事業者	1 （略）
補助事業	1 （略） 2 <u>前項の規定に関わらず、次の各号に定める経費については補助対象外とする。</u> 一 <u>過年度に本補助事業による補助を受け導入した ICT 機器の維持に係る経費（保守費用等）</u> 二 <u>過年度に本補助事業による補助を受けた同一人に係る人件</u>

別表 2 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

目的	1 （略）
補助対象事業者	1 （略）
補助事業	1 （略） （新設）

	費
交付額の算定方法等	1～3 (略) 4 時短計画における診療科ごとの時間外等の最長の目標値に対して、補助金の交付を受ける前年度の時間外等の最長の実績が超過していた場合（災害、感染症有事等の正当な理由による場合は除く。）は、次に掲げる額を第一項により算出した補助額から減額した額を補助額とする。 一 <u>（第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計）－（第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計×目標値を超過した診療科の前年度の最長の時間外等の削減時間の実績／目標値を超過した診療科の前年度の目標達成に必要な時間外等の削減時間）</u> なお、目標値を超過した診療科の補助対象経費について、複数の診療科が共同で実施する事業の補助対象経費に含まれる場合は、診療科ごとの病床数、医師数等に基づき按分し算出する。 5～6 (略)
交付の要件	1 (略) 一～九 (略) 十 <u>補助金の交付を受ける同一年度の病床機能報告について、国が定める期限までに報告すること。</u>

別表3 (略)

交付額の算定方法等	1～3 (略) 4 時短計画における診療科ごとの時間外等の最長の目標値に対して、補助金の交付を受ける前年度の時間外等の最長の実績が超過していた場合（災害、感染症有事等の正当な理由による場合は除く。）は、次に掲げる額を第一項により算出した補助額から減額した額を補助額とする。 一 <u>第一項により算出した補助額×目標値を超過した診療科の補助対象経費／補助対象経費の合計×目標値を超過した診療科の前年度の最長の時間外等の削減時間の実績／目標値を超過した診療科の前年度の目標達成に必要な時間外等の削減時間</u> なお、目標値を超過した診療科の補助対象経費について、複数の診療科が共同で実施する事業の補助対象経費に含まれる場合は、診療科ごとの病床数、医師数等に基づき按分し算出する。 5～6 (略)
交付の要件	1 (略) 一～九 (略) (新設)

別表3 (略)